

◇神戸市職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和3年5月27日（木） 18：35 ～ 18：42
2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）
3. 出席者：
（市）行財政局給与課担当係長1名 他1名
（組合）市職書記長，執行委員1名
4. 議 題：新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応待機業務に対する特殊勤務手当の支給について
5. 発言内容：

（市） 皆さま方におかれましては，日頃から，様々な取り組みについて，ご理解・ご協力をいただき，また，この間，新型コロナウイルス感染症対策において，各方面にて，日夜ご尽力いただいていることに対して，あらためて深く感謝申し上げます。

さる4月20日に，2021年春闘期独自要求の中で，皆さま方より，新型コロナ感染症に伴う対応等の特殊勤務手当について，すべての必要な職場に創設するよう，ご要求をいただいておりますが，この度，ご要求への回答として，「新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応待機業務に対する特殊勤務手当の支給」につきまして，ご説明をさせていただきます。

—提案資料配布—

はじめに，「1. 概要」でございますが，現下の厳しい感染状況や医療提供体制等を踏まえ，新型コロナウイルス感染症から市民の生命・健康を保護するために行われる緊急対応のための待機について，業務の性質・特殊性から，当分の間，新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応待機業務に対する特殊勤務手当を支給するものでございます。

次に「2. 支給対象業務」でございますが，新型コロナウイルス感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある事態への緊急対応のため

に命ぜられた待機といたします。

次に「3. 支給額及び適用時期」でございますが、支給額については、1回につき700円とし、適用時期につきましては、令和3年4月1日の待機業務より遡及して適用することとしております。

なお、「4. その他」に記載のとおり、「職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」の一部を改正する手続きを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(組合) 4点について確認します。

1点目、支給額について1回というのは、1回の待機命令ということですか。

2点目、電話応対等の実働は時間外勤務手当の対象であることに変わりはないですか。

3点目、当分の間とはいつまでですか。

4点目、支給時期はいつごろからになりますか。

(市) 1点目の「支給額について1回」についてですが、ご察しのとおり、1回の待機命令につき1回の手当を支給するということでございます。

2点目の「電話応対等の実働は時間外勤務手当の対象か」についてですが、今回の手当につきましましては、勤務時間外において「緊急対応のために命ぜられた待機」について、その業務の性質・特殊性から特殊勤務手当を支給するものでございますので、実際に電話応対等の実働が生じた場合には、お見込みのとおり、本手当とは別に、時間外勤務手当の支給対象となります。

3点目の「当分の間」についてですが、新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例については、厳しい勤務環境等を踏まえて、国の技術的助言や他都市の状況を鑑み創設したものであり、現時点で期間が定められているものではございませんが、今後の対応については、新型コロナウイルス感染症の状況や、国の動向、他都市の状況を注視するとともに、本市における対

応状況を踏まえて、改めて検討する必要があると考えております。

4点目の「支給時期」についてですが、規則改正の手続き及び庶務事務システムの改修が必要になりますが、規則改正後の業務実績分、想定では6月実績分につきましては、7月の給与支給を目指しており、また、令和3年4月以降の遡及適用分につきましては、遡って支給対象を精査する必要があると思いますが、各所属より実績報告を提出いただき、実績確認後、速やかに支給したいと考えております。

(組合) 兼務発令された人も対象になりますか。

(市) 兼務発令された方がこの業務をされた場合は対象となります。

(組合) 今、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応待機業務に対する特殊勤務手当の支給について提案を受けました。新型コロナウイルス感染症にかかる業務が増えていく中で、市職として要求書を提出し、昨年から特殊勤務手当が新設され、今回新たに、待機についての手当の支給を検討していただきありがとうございます。提案については、持ち帰り協議させていただきます。

一方で、1年以上続いているコロナ対応の中で保健師の時間外勤務は、異常な状態が続いており、職員の健康確保の観点からも体制の拡充を前提に早急に改善をしていただくようお願いいたします。

(市) 保健師については、指摘のとおり多忙を極めていること承知しております。一方で負担軽減のため、執行体制の強化・専門職の確保といたしまして、令和2年度の採用選考で40名の増員を行い、うち24名については採用時期の前倒しにより年度途中に採用したところでございます。また、令和3年度には、保健師業務の肥大化に伴う緊急体制強化といたしまして、50名規模の増員を予定しており、就業が可能な方につきましては、年度途中に採用する予定でございます。

これらの執行体制の強化に加えまして、業務改革の実行や産業医面談等をはじめとした健康管理対策も講じているところでございますが、引き続き、職員の健康確保に努めてまいりたいと考えております。